

利用者様各位

松岡コンサルティングオフィス

### 消費税法改正に伴うご請求金額変更のお知らせ

拝啓 皆様ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は当機関の活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、2016年11月28日に施行された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第85号及び第86号）により、2019年10月1日から消費税率を国税・地方税合わせて10%（現行8%）に引き上げることが予定されております。

つきましては、当該消費税法改正に伴う消費税のご請求に関し、下記のとおりといたしたく、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。敬具

### 記

1. 当機関利用料に関して 改正法施行日（2019年10月1日）より前に実施された役務の提供については消費税率8%、施行日以後に実施される役務の提供については消費税率10%を適用いたします。（例）9月25日に10月2日実施の利用料を請求させていただく場合、2019年10月2日分の利用料の消税率は10%を適用いたします。
2. 新税率が適用される取引を旧税率によりお支払いいただいている場合（前払い等）当機関の提供する役務に係る料金を既にお支払いいただいている場合でも、改正法施行日（2019年10月1日）以後の料金を旧税率によりお支払いいただいている場合には、新税率との差額相当をあらためてご請求させていただきます。
3. ご請求のスケジュールに関して
  - （1）翌月の利用料を当月25日お支払いの条件でご契約いただいている場合には、2019年9月25日お支払い分より消費税率10%を適用いたします。
  - （2）当機関の役務提供時に利用料を現金でご納入いただく際は、2019年10月1日お支払い分より消費税率10%を適用いたします。